

ISSUE BRIEF

諸外国の選挙制度 — 類型・具体例・制度一覧 —

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 721 (2011. 8. 25.)

はじめに

I 選挙制度の類型

- 1 多数代表制
- 2 比例代表制
- 3 混合制
- 4 その他の制度

II 選挙制度の具体例

- 1 選択投票制：オーストラリア（下院）

- 2 単記移譲式比例代表制：オーストラリア（上院）

- 3 小選挙区比例代表併用制：ドイツ（下院）

- 4 非拘束名簿式比例代表制：スウェーデン

III 諸外国の選挙制度一覧

おわりに

一票の格差についての判決と多くの政党がマニフェストに国会議員数の削減を掲げていることを背景に、選挙制度改革についての議論が行われている。現行制度のままで定数削減を行えば、基本的には一票の格差の縮小はより困難となる。定数削減と一票の格差の是正の両者を実現させるためには、選挙制度の見直しが求められることになる。衆参ともに、選挙制度改革はその是非も含めて重要な課題と言えよう。

本稿では改革論議に資するため、選挙制度の類型と一部の制度についてはその具体例を解説する。さらに、諸外国の選挙制度の概要を表にまとめた。表の作成にあたっては、二院制の国々では両院でそれぞれどのような選挙制度を採用しているかが比較できるようにした。

政治議会課

(佐藤 令)

調査と情報

第721号

はじめに

平成 23 年 3 月 23 日、最高裁判所は平成 21 年衆議院議員総選挙の小選挙区の議員定数不均衡状態が違憲状態¹にあるとの判断を下した。中でもいわゆる「1 人別枠方式」が格差の主な要因であるとして制度の廃止を求めた。衆議院議員選挙区画定審議会は、選挙区の改定案を平成 24 年 2 月までに内閣総理大臣に勧告することになっているが、この判決を受けて作業も中断している。また最高裁は、平成 21 年 9 月 30 日には、平成 19 年参議院議員通常選挙の選挙区選挙の議員定数不均衡状態に対して、合憲判決を下したものの「現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要となることは否定できない」と付言している。また、平成 22 年参院選についても、各地の高等裁判所において違憲判決や違憲状態判決が下されており、近く最高裁での判決が予想される。今までは、選挙区間の定数を振り替えることにより格差を是正してきたが、抜本的な選挙制度の改正を行うかどうか議論となるだろう。²

このような一票の格差についての訴訟の動きに加えて、平成 21 年衆院選や平成 22 年参院選において多くの政党が国会議員数の削減をマニフェストに掲げていた事実がある。現行制度のまま定数削減を行えば、基本的には一票の格差の縮小はより困難となる。定数削減と一票の格差の是正の両者を実現させるためには選挙制度の見直しが必要である、との声もある。衆参両院ともに、選挙制度改革はその是非も含めて重要な課題と言えよう。

そこで、本稿では論議の参考になるように、選挙制度の類型とその具体例を解説し、諸外国の選挙制度の概要を表にまとめた³。表の作成にあたっては、二院制の国々では両院でそれぞれどのような選挙制度を採用しているかが比較できるようにした。

I 選挙制度の類型

「小選挙区制」「比例代表制」などの選挙制度の分類方法には様々なものがある。本稿では、国際民主化選挙支援機構⁴による分類（図 1）に従って解説する⁵。

1 多数代表制

選挙区内で多数票を獲得した候補者が選挙区内の議席を全て獲得する制度。選挙区の定数は 1 議席の制度が多いが、2 議席以上の制度もある。大政党は得票率を上回る

¹ 違憲状態とは、投票価値の不平等が憲法の選挙権の平等の要求に反する状態にあるが、まだ是正のための合理的期間が経過していないという状態を指す。裁判上は結果として合憲判決となる。

² ここに記したいわゆる「一票の格差」の問題については、佐藤令「衆議院及び参議院における一票の格差」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.714, 2011.6.9.を参照されたい。

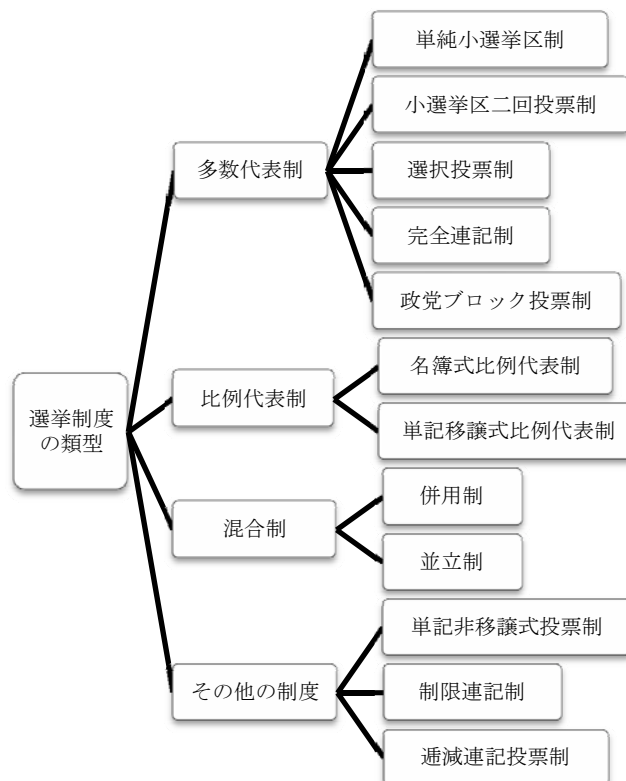
³ 各国の選挙制度の詳細は、下院については、三輪和宏「諸外国の下院の選挙制度（資料）」『レファレンス』671号, 2006.12, pp.68-97.を、上院については、三輪和宏『諸外国の上院の選挙制度・任命制度』（基本情報シリーズ 4 調査資料 2009-1-a）国立国会図書館調査及び立法考査局, 2009.を参照されたい。

⁴ International Institute for Democracy and Electoral Assistance (International IDEA)。25 か国からなる政府間組織で本部はストックホルム。選挙制度の国際比較などの情報を提供することにより、持続的な民主化を支援することを主な任務としている。日本は 2003 年からオブザーバー資格を取得している。

⁵ Andrew Reynolds et al., *Electoral system design : the new international IDEA handbook*, International Institute for Democracy and Electoral Assistance, 2005, pp.27-126.を参考にした。

議席率となることが多いため、安定政権を形成しやすい。しかし、小政党は得票率を下回る議席率となることが多く、少数意見が議席に反映されづらい。

【図1】選挙制度の種類



(1) 単純小選挙区制

選挙区の定数は1議席であり、選挙人は1人の候補者を選んで投票する。候補者の中で最も多くの票（以下、「相対多数票」という。）を獲得した候補者が当選となる。過半数の得票は必要としない。

(2) 小選挙区二回投票制

選挙区の定数は1議席であり、選挙人は1人の候補者を選んで投票する。原則として、過半数の票を獲得した候補者がいれば当選となる。該当する候補者がいない場合は、第2回投票が行われ、相対多数票を獲得した候補者が当選となる。

(3) 選択投票制

選挙区の定数は1議席であり、選挙人は各候補者に1、2、3…と順位を付して投票する。

第1順位票の集計で過半数の票を獲得した候補者がいれば当選となる。該当する候補者がいない場合は、最下位得票者の票を取り崩し、第2順位が付された候補者に移譲する。移譲票によって過半数の票を獲得する候補者がいれば当選となる。上記の当選者がいない場合は、過半数の票を獲得する候補者が現れるまで、下位得票者から票の移譲を繰り返す。

小選挙区二回投票制は、過半数を得票した候補者がいない場合に改めて第2回投票を行うが、それでは候補者や選挙人の負担が大きくなるので、2回目の投票も予め1回目に済ませてしまうのが選択投票制と言うことができる。

→選択投票制の詳細は p. 5 を参照。

(4) 完全連記制

選挙区の定数は2議席以上であり、選挙人は定数分の候補者を選んで投票する。得票順に定数までの候補者が当選となる。政党化が進んでいる場合、各政党が定数分の候補者を擁立し、定数分の全ての票を自党の候補者に投票するように呼び掛けるので、第1党が議席を独占することが多くなる。

(出典) Andrew Reynolds et al., *Electoral system design : the new international IDEA handbook*, International Institute for Democracy and Electoral Assistance, 2005, p.28.を基に筆者作成。

(5) 政党ブロック投票制

選挙区の定数は2議席以上であり、各政党は定数分の候補者を登載した名簿を提出する。選挙人は1つの政党名簿を選んで投票する。相対多数票を獲得した政党名簿に登載された候補者の全てが当選となる。完全連記制を政党単位で行うのが政党ブロック投票制とすることができる。

2 比例代表制

各党の得票に応じて議席を配分する制度⁶。選挙区の定数は2議席以上である。得票率と議席率がほぼ比例するため、少数意見も議席に反映されやすい⁷。しかし、1つの政党で過半数の議席を占める可能性が少なく、連立政権が常態化しやすい。比例代表制には、名簿式比例代表制と単記移譲式比例代表制がある。

(1) 名簿式比例代表制

政党が候補者名簿を提示して、選挙人が各党の候補者名簿の中から1つの名簿を選択して投票する制度。名簿順位を予め政党が定め、選挙人がその順位を変えられない拘束名簿式、候補者に対する優先投票によって順位に影響を与えることができる非拘束名簿式、名簿に登載されていない者に対して投票することもできる自由名簿式がある。

→非拘束名簿式比例代表制の詳細は p. 8. を参照。

(2) 単記移譲式比例代表制

選択投票制と同様に、選挙人は各候補者に1、2、3…と順位を付して投票する。第1順位票の集計で当選基数⁸以上の票を獲得した候補者がいれば当選となる。当選者が定数に満たない場合は、当選者の得票から当選基数を引いた票（剰余票）を第2順位が付された候補者に移譲する。移譲票によって当選基数に達する候補者がいれば当選となる。この作業を繰り返しても定数に満たない場合は、選択投票制と同様に最下位得票者の票を他の候補者に移譲する。当選者数が定数に達するまでこの手続を繰り返す。

選択投票制と異なるのは、選挙区の定数が2議席以上である点と、票の移譲を最下位得票者からだけでなく、当選者の剰余票からも行う点である。票の移譲により、結果的に各政党の得票率と議席率が比例的になるため、比例代表制の一種とされている。

→単記移譲式比例代表制の詳細は p. 6. を参照。

⁶ 議席の配分には、最大剰余式、ドント式、修正サンラグ式など様々な方法がある。これらの方法についての説明は、西平重喜『各国の選挙—変遷と実状—』木鐸社、2003、pp.86-113.などを参照のこと。

⁷ 実際に小政党が議席を獲得できるか否かは選挙区の定数に左右される。定数が少なければ小政党は議席を獲得できない。また、定数が多い場合でも、議席を配分するために必要な得票率などの条件（いわゆる「阻止条項」）を設け、小党分立を防ぐ例も多い。

⁸ 1議席を獲得するために必要とされる得票数。〔有効投票数÷（定数+1）〕などの値が用いられることが多い。

3 混合制

多数代表制と比例代表制を組み合わせた制度。多数代表制と比例代表制のもつ短所を双方の制度の長所によって補うことを目的としている。単純小選挙区制と名簿式比例代表制を組み合わせることが多い。通例、選挙人は多数代表制に対してと比例代表制に対しての計 2 票を行使するが、多数代表制における候補者への投票を、比例代表制においてはその候補者の属する政党への投票と読み替えて 1 票のみ行使する場合もある。混合制は併用制と並立制に分類することができる⁹。

(1) 併用制

各政党への議席配分には比例代表制を用いる。したがって得票率と議席率の比例性は高くなる。多数代表制の結果は、原則として、各党の配分議席数には影響を及ぼさず、党内の誰が当選者となるかを定める過程で用いられるのみである。

→小選挙区比例代表併用制の詳細は p. 7. を参照。

(2) 並立制

多数代表制と比例代表制の選挙をそれぞれ行い、両者の合計が各党の獲得議席となる。それぞれの選挙結果は相互に影響しない。両者の議席数の割合によって異なるが、併用制に比べて、全体として得票率と議席率の比例性はそれほど高くない。我が国の衆議院で採用されている小選挙区比例代表並立制はこの制度に分類される。

4 その他の制度

多数代表制でも比例代表制でもない制度。その性格は両者の中間的なものとなる。これらの制度は少数派も当選し得るという点から「少数代表制」と呼ばれることもある。

(1) 単記非移譲式投票制

選挙区の定数は 2 議席以上であり、選挙人は 1 人の候補者を選んで投票する。我が国の衆議院で長らく採用されていた中選挙区制は、この制度に分類される。得票順に定数までの候補者が当選となる。準比例代表制とも呼ばれ、各党の所属候補者の得票率と議席率はある程度比例する。しかし、単記移譲式比例代表制とは異なり、票を移譲する仕組みがないので、複数の候補者を擁立した政党では、党内での票の割れ方によって共倒れが起きるなど、得票率と議席率が必ずしも比例しない。また、共倒れを避けるため、各政党は候補者数を予想される得票に見合った数に絞り込むので、過半数を獲得する可能性がある政党が、投票前の時点で一部の政党に限定されてしまう。

⁹ 併用制でも並立制でもなく、多数代表制と比例代表制を複雑に組み合わせている制度を「組合せ型」と呼ぶこともある。また、我が国において 1993 年の選挙制度改革論議で改革案として挙げられた「小選挙区比例代表連用制」も混合制の一類型と言えよう。連用制は、並立制と同様に小選挙区と比例区の選挙をそれぞれ行い、両者の議席数の合計が各党の獲得議席となるが、比例区においてドント式で議席を配分する際に、各政党の得票数を 1、2、3…で割るところを「小選挙区における党の獲得議席+1」から割り始めるところに特徴がある。このことにより、小選挙区で多くの議席を獲得した政党は比例区で議席を獲得しづらくなるため、並立制よりも小政党に有利な結果となる。

(2) 制限連記制

選挙区の定数は3議席以上であり、選挙人は2人以上定数未満の定められた数の候補者を選んで投票する。得票順に定数までの候補者が当選となる。選挙制度の性格は、各選挙区の定数と選挙人が投票できる票数によって変わり、前者に対し後者の割合が高ければ完全連記制の性格に近くなり、逆ならば単記非移譲式投票制の性格に近くなる。

(3) 逡減連記投票制

選択投票制や単記移譲式比例代表制のように、選挙人は各候補者に1、2、3…と順位を付して投票する。上記の制度と異なるのは、第2順位を付された候補者に票を移譲する場合はその票を1/2票と、第3順位を付された候補者に票を移譲する場合はその票を1/3票と、票の価値を逡減させて得票数を計算する点である。選択投票制や単記移譲式比例代表制に比べて移譲票の価値が小さくなるので、移譲票による逆転が起こりにくくなる。

II 選挙制度の具体例

それぞれの選挙制度の理解に資するため、我が国では導入されたことがない、理解するのが容易ではない、などの選挙制度に絞って、その制度の具体例を解説する。

1 選択投票制：オーストラリア（下院）

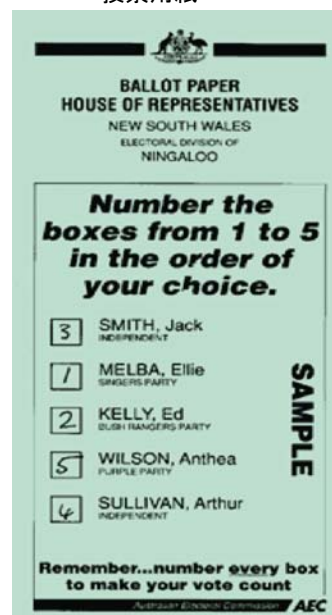
選挙人は、図2の投票用紙の全ての候補者に「1」「2」「3」…と選好順位を付して投票する。まず第1順位票の集計を行う際は、各投票用紙を「1」が付された候補者（図2ではMELBA候補）に対する投票として扱う。過半数を得票する候補者があれば当選となる。

過半数を得票する候補者がいなければ、「1」が付された数が最も少ない候補者の票を取り崩し、その票で「2」が付された候補者に移譲する（MELBA候補の「1」が最も少なかった場合は、図1の投票用紙はKELLY候補に対する投票として扱うことになる）。

これによっても過半数を獲得する候補者がいない場合は、この手続きを、過半数を得票する候補者が出るまで繰り返し、過半数を得票した者を当選人とする。

2010年選挙においては、全150選挙区のうち、最初の集計で過半数を得票した候補者のあった選挙区が64選挙区、票の移譲作業が必要となった選挙区が86選挙区となった。そのうち、最初の開票では第2位の候補者が、票の移譲によって逆転して当選した例が10選挙区あり、3位から逆転した例も1選挙区あった¹⁰。

【図2】オーストラリア下院の投票用紙



(出典)

Australian Electoral Commission
<http://www.aec.gov.au/Voting/Horw_to_vote/Voting_HOR.htm>

¹⁰ Australian Electoral Commission, “Election 2010 House of Representatives SEATS DECIDED ON

2 単記移譲式比例代表制：オーストラリア（上院）

選挙人は投票用紙（図 3）の中央の太線の下側に記載されている全ての候補者に「1」「2」「3」…と選好順位を付して投票する¹¹。票の計算の際、最初の段階では、各投票を第 1 順位に指定されている候補者の票として開票を行う。当選するためには、候補者は当選基数〔有効投票総数／（選挙区の選出人数＋1）に 1 を加えた数〕を獲得しなければならない。最初の段階で、当選基数以上の得票をした候補者は当選となり、当選基数を上回る得票（剰余票）は、それぞれの第 2 順位の候補者に移譲される¹²。第 2 段階では、移譲によって加算された票により当選基数に達した候補者があれば当選となり、その剰余票が次順位の候補者に再移譲されるという手続きをさらに行う。

【図 3】オーストラリア上院の投票用紙

The image shows a sample of an Australian Senate Ballot Paper. At the top right, it says 'SENATE BALLOT PAPER' and 'ELECTION OF 2 SENATORS'. On the left, there are instructions: 'You may vote in one of two ways either by placing the single number 1 in one and only one of these squares to indicate the writing which you wish to adopt as your vote' and 'or by placing the numbers 1 to 26 in the order of your preference'. The ballot is divided into two main sections. The first section, labeled 'either', has columns A through H, each with a box for a number and a line for 'PARTY NAME'. The second section, labeled 'or', has columns A through H, each with a box for a number and a line for 'PARTY NAME'. Below these are columns for 'Ungrouped' candidates, labeled 'Ungrouped' and 'Ungrouped'. Each candidate has a box for a number and a line for 'CANDIDATE' followed by 'POLITICAL PARTY' or 'INDEPENDENT'. The word 'SAMPLE' is printed in large letters across the bottom of the ballot.

（出典）Australian Electoral Commission（National Library of Australia, PANDORA, Australia's Web Archive）
http://pandora.nla.gov.au/pan/22437/20080105-0948/www.aec.gov.au/Voting/How_to_Vote/Voting_Senate.html

当選者の剰余票の移譲を終えても当選者数が定数に達しない場合は、選択投票制と同様に、最も得票の少なかった候補者の票を取り崩し、その票をそれぞれの第 2 順位に指定されている候補者の票として移譲し計算する。この手続きを当選者数が定数に達するまで繰り返す。¹³

PREFERENCES”

<http://results.aec.gov.au/15508/Website/HouseSeatsDecidedOnPrefs-15508-NAT.htm>

¹¹ 原則として全ての候補者に選好順位を付さなければならないが、候補者数の 90%以上の候補者に順位が付されていれば有効票として扱われる（Australian Electoral Commission, “Voting - The Senate” http://www.aec.gov.au/Voting/How_to_vote/Voting_Senate.htm）。

¹² 当選者の得票のうち、どの票が剰余票に当たるかは区別できないので、当選者の全得票について第 2 順位を集計し、それぞれの票数に transfer value（剰余票数／当選者の得票数）を乗じた値を移譲する。

¹³ オーストラリア上院選挙においては、「グループ投票チケット（Group Voting Ticket）」という制度も設けられている。これは、数十人にもわたる全候補者に順番を付けることが選挙人にとって負担であることから、投票用紙の上段に記載されている政党の中から 1 つを選択して投票する方法である。各政党は予め、自党に対する投票が行われた場合は、どのように全候補者に順番を付けるかを提出しておき、開票の際には全候補者に順番を付けたものとして読み替える。オーストラリアでは 90%以上の選挙人がこの方法により投票している。佐藤令「連邦議会選挙の制度と実態—オーストラリア 2007 年連邦議会選挙の概要—」『オーストラリア・ラッド政権の 1 年—総合調査報告書—』（調査資料 2008-5）国立国会図書館調査及び立法考査局, 2009, pp.62-65. を参照されたい。

3 小選挙区比例代表併用制：ドイツ（下院）

定数は 598 議席で、うち半数の 299 の小選挙区が設けられている。選挙人は、小選挙区候補者に対する票と比例代表の政党名簿に対する票の計 2 票を行使する（図 4）。1 枚の投票用紙に 2 票を記載する。左側が小選挙区、右側が比例代表に対する投票）。全 598 議席の各政党への配分を原則として比例代表で決定し、小選挙区は各政党に与えられた議席数の中で誰が当選人となるかを定めるものである。

比例代表選挙は拘束名簿式で行われる。政党の名簿は州単位で提出され、有権者は州名簿に対して投票するが、政党への議席配分は政党の州名簿への得票を合計した全国得票数に応じてサンラグ・シェーパース式¹⁴によって行われる。ただし、比例代表の議席配分は全国で 5% 以上の票を得た政党または小選挙区で 3 議席以上を得た政党に限って行われ、この条件を満たさなかった政党の得票は考慮しないものとする。政党に配分された議席は、さらに政党の州ごとの得票に応じてサンラグ・シェーパース式により、各州に再配分される。このようにして各政党の各州の獲得議席数が決定する（図 5 参照）。¹⁵

【図 4】ドイツの投票用紙

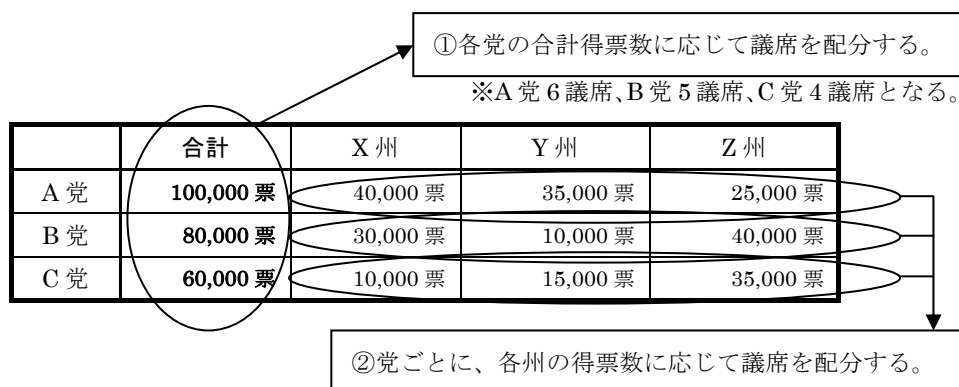


(出典)

Archiv bundesregierung.de
 <http://archiv.bundesregierung.de/bpaexport/default/september2005/01_einzelsicht.htm>

【図 5】得票数による州への議席配分の例

X 州、Y 州及び Z 州からなる国において、総定数を 15 議席とし、A 党、B 党及び C 党がそれぞれ以下のような得票だった場合を仮定して議席配分を行う（注）。



(注) 議席配分は、サンラグ・シェーパース式で行った。

(出典) 筆者作成

¹⁴ 各政党の得票数を配分基数で除し、0.5 未満の端数は切り下げ、0.5 以上の端数は切り上げて、各政党の議席数を求める制度。配分基数には、議席配分の結果、各政党の合計議席数が総定数と一致する値を用いる。いわゆるサンラグ式と同じ配分結果になる。サンラグ式では、各政党の得票数を 1、3、5、7、9 …で順次割り算する。そして、商の大きい順に定数まで 1 議席ずつ配分する。

¹⁵ ただし、連邦選挙法の改正案が審議されており、この制度が変更される可能性がある。

小選挙区は 299 あり、各選挙区で相対多数票を獲得した候補者が当選人となる。各政党の各州の獲得議席数から、州内の小選挙区当選人数を引いた数が、比例名簿からの当選人数となる。小選挙区と比例代表の重複立候補が認められているため、比例名簿に登載された候補者のうち、小選挙区での当選者を除いた上で、名簿登載順に当選人となる。なお、名簿において同一順位での登載は認められておらず、我が国のように小選挙区の惜敗率により順位を決定する制度はない。

上記手続きにおいて、政党の州内の小選挙区当選人数が、政党の州配分議席数を超える場合がある。この場合は小選挙区における当選人は全員が当選となり、比例名簿からの追加の当選人はゼロとなる。この州配分議席数を超えた議席は「超過議席」と呼ばれ、全国での定数 598 議席を上回って配分されることとなる。

4 非拘束名簿式比例代表制：スウェーデン

スウェーデンは、投票所に各政党の投票用紙が用意されている（図 6）。選挙人は投票する政党の投票用紙を 1 枚選び、封筒に入れて投票箱に入れる。

投票用紙には、政党が予め定めた順位を付して候補者が記載されている¹⁶。その順位をそのまま承認して何も記入せずに投票することもできるし、優先して当選させたい 1 人の候補者に印を付けて投票することもできる（優先投票）。

選挙区は、原則として県を単位とする。選挙区数は 29 で、定数は最多で 36 議席、最少で 2 議席、選挙区定数の合計は 310 議席である。各選挙区において、各党の得票数に応じて修正サンラグ式¹⁷で議席を配分する。ただし、全国で 4% 未満かつ当該選挙区で 12% 未満の得票率の政党には議席は配分されない。

この他に、全国的な得票率と議席率を近づけるために 39 の調整議席が存在する。調整議席を含めた全 349 議席を各党の得票数に応じて修正サンラグ式で議席を配分した場合の各党の議席数を求める。その議席数と、各選挙区で実際に獲得した議席数の合計を比較して、前者の方が多い政党には、調整議席から順次議席を追加配分する。追加配分された議席は、修正サンラグ式の要領で各選挙区に配分する（図 7 参照）。ただし、全国で 4% 以上の得票のない政党には調整議席は配分されない。

各党の各選挙区の名簿登載者から配分議席分の候補者が当選となる。当選人は①所属政党の得票数の 5% 以上（前回選挙までは 8% 以上）の優先投票を得票した候補者については得票順、②それだけでは配分された議席が埋まらない場合は予め政党が定めた名簿順位、に従って決められる。

【図 6】スウェーデンの投票用紙



(出典)

Vallokaler.se

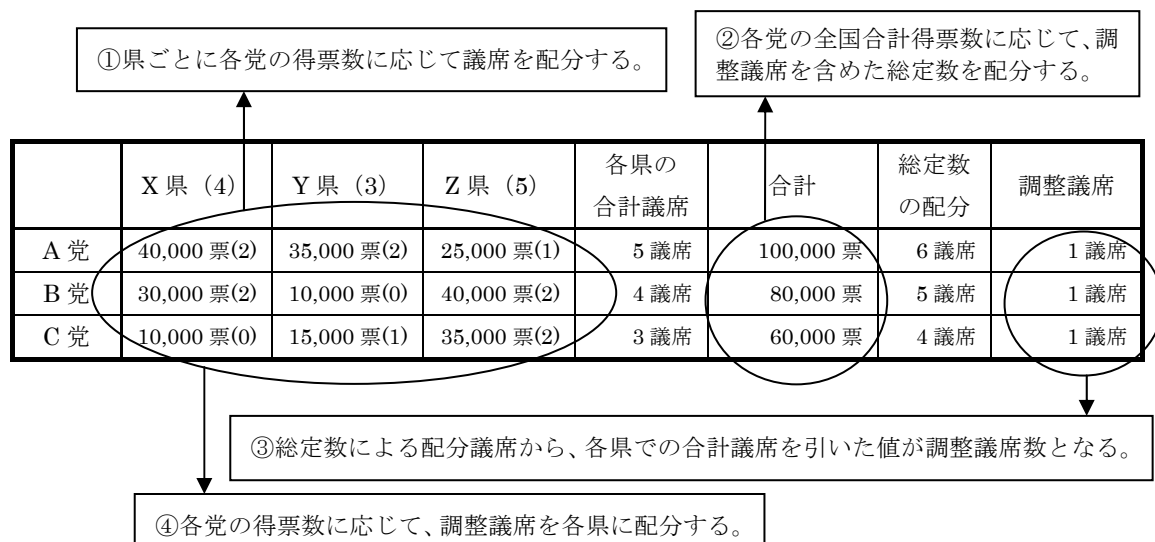
<<http://www.vallokaler.se/faq>>

¹⁶ 政党によっては、候補者が記載されておらず、政党名のみ書かれた投票用紙が用意される。

¹⁷ 各政党の得票数を 1.4、3、5、7、9…で順次割り算する。そして、商の大きい順に定数まで 1 議席ずつ配分する。

【図 7】 調整議席による議席配分の例

X 県、Y 県及び Z 県からなる国において、総定数を 15 議席とし、X 県の定数を 4、Y 県の定数を 3、Z 県の定数を 5 とし、調整議席を 3 とする。A 党、B 党及び C 党がそれぞれ以下のような得票だった場合を仮定して議席配分を行う^(注)。



【A 党の調整議席の配分】				【B 党の調整議席の配分】				【C 党の調整議席の配分】			
	X 県	Y 県	Z 県	X 県	Y 県	Z 県	X 県	Y 県	Z 県		
	40,000	35,000	25,000	30,000	10,000	40,000	10,000	15,000	35,000		
1.4	28,571①	25,000②	17,857③	21,429②	7,143⑥	28,571①	<u>7,143④</u>	10,714②	25,000①		
3	13,333④	11,667⑤	<u>8,333⑥</u>	10,000④	3,333	13,333③	3,333	5,000	11,667③		
5	8,000⑦	7,000	5,000	6,000	2,000	<u>8,000⑤</u>	2,000	3,000	7,000⑤		
7	5,714	5,000	3,571	4,286	1,429	5,714	1,429	2,143	5,000		

(調整議席には下線を付した。)

- ※A 党は、X 県 2 議席、Y 県 2 議席、Z 県 2 (うち調整議席 1) 議席
- B 党は、X 県 2 議席、Y 県 0 議席、Z 県 3 (うち調整議席 1) 議席
- C 党は、X 県 1 (うち調整議席 1) 議席、Y 県 1 議席、Z 県 2 議席となる。

(注) 議席配分は、修正サンラグ式によって行った。
(出典) 筆者作成

III 諸外国の選挙制度一覧

【両院とも主として直接選挙により議員を選出する国】

国名	政治体制	下院			上院		
		定数	任期	議員の選出方法等	定数	任期	議員の選出方法等
アメリカ	・連邦制 ・共和制 ・大統領制	435	2年	直接選挙：多数代表制（単純小選挙区制） ※一部、小選挙区二回投票制もあり。	100	6年 ※2年ごとに3分の1ずつ改選。	直接選挙：多数代表制（単純小選挙区制） （各州2名。選挙時には各州1名を選出する州単位の単純小選挙区制） ※一部、小選挙区二回投票制もあり。
イタリア	・単一国家 ・共和制 ・議院内閣制	630	5年 ※解散あり。	直接選挙：比例代表制（拘束名簿式比例代表制） 全国単位のプレミアム付比例代表制（名簿提出単位は原則として州。定数3～44） ※一部、単純小選挙区制もあり。 ※在外選挙区は非拘束名簿式比例代表制。	315 （公選部分）	5年 ※通例、両院同時に解散され、選挙は同時に行われる。	直接選挙：比例代表制（拘束名簿式比例代表制）315 各州を単位とするプレミアム付比例代表制（定数2～47） ※一部、単純小選挙区制もあり。 ※在外選挙区は非拘束名簿式比例代表制。 +終身議員（社会、科学、芸術及び文学の分野における最高の功績により祖国の名誉を高めた市民で大統領により任命される者（5名まで）+元大統領） 2011.8現在6名
オーストラリア	・連邦制 ・立憲君主制 ・議院内閣制	150	3年 ※解散あり。	直接選挙：多数代表制（選択投票制） 投票用紙に記載された全ての候補者に対し、その選好順位に従って「1」「2」「3」…と優先順位を付して投票する。各選挙区からは1人ずつ議員を選出する。	76	6年 ※特別地域選出議員の任期は下院議員と同じ。 ※原則、3年ごとに半数改選。ただし、両院同時解散の場合は全員改選。 ※通例、上院の半数改選は下院選と同時にされる。	直接選挙：比例代表制（単記移譲式比例代表制） （6州から各12名、2特別地域から各2名） 投票用紙に記載された全ての候補者に対し、その選好順位に従って「1」「2」「3」…と優先順位を付して投票する。各選挙区から複数の議員（半数改選の場合、各州においては6名ずつ。特別地域においては2名ずつ）を選出する。
スペイン	・単一国家 ・立憲君主制 ・議院内閣制	350	4年 ※解散あり。	直接選挙：比例代表制（拘束名簿式比例代表制） 原則として各県を選挙区とする（50区、定数2～35）。 ※一部、単純小選挙区制もあり（2区）。	264	4年 ※通例、下院が解散された場合上院も解散され、選挙は同時に行われる。 ※自治州議会選出議員は、自治州議会によりいつでも解任可。	直接選挙：その他の制度（制限連記制）208 原則として各県を選挙区とする。 ・定数4の選挙区（47区）：3票まで ・定数3の選挙区（3区）：2票まで ・定数2の選挙区（2区）：2票まで（→完全連記制） ・定数1の選挙区（7区）：1票（→単純小選挙区制） を投票することができる。 +間接選挙 56 自治州議会による選出（17州、定数1～9）
ベルギー	・連邦制 ・立憲君主制 ・議院内閣制	150	4年 ※解散あり。	直接選挙：比例代表制（非拘束名簿式比例代表制） 原則として各州を選挙区とする（11区、定数4～24）。	71 ※王族議員を除く。	4年 ※下院が解散された場合、上院も解散される。	直接選挙：比例代表制（非拘束名簿式比例代表制）40 原則として、ワロン地域（フランス語圏）とフランドル地域（オランダ語圏）を選挙区とする。 +間接選挙 21 +上院議員による指名議員 10 +王位継承権を有する王族（慣例により表決に参加せず、定足数にも算入しない。）2011.8現在3名

国名	政治体制	下院			上院		
		定数	任期	議員の選出方法等	定数	任期	議員の選出方法等
スイス	・連邦制 ・共和制 ・参事会制	200	4年	直接選挙：比例代表制（自由名簿式比例代表制） 各州を選挙区とする（20州、定数2～34）。 選挙区定数以下の票を候補者に優先投票することも可能であり、同一候補者に2票まで投票することも可能。異なる政党の候補者に投票することも可能。 ※一部、単純小選挙区制もあり（6州）。	46	4年	直接選挙：選挙制度は州ごとに異なる。 ○定数2の州（20州） ・完全連記二回投票制（14州） ・完全連記制（5州） ・自由名簿式比例代表制（1州） ○定数1の州（6州） ・小選挙区二回投票制（5州） ・州民総会による選出（1州）
チェコ	・単一国家 ・共和制 ・議院内閣制	200	4年 ※解散あり。	直接選挙：比例代表制（非拘束名簿式比例代表制） 原則として各県を選挙区とする（14区、定数5～25）。	81	6年 ※2年ごとに3分の1ずつ改選。	直接選挙：多数代表制（小選挙区二回投票制） 過半数を獲得した候補者が当選する。過半数に届く者が無い場合は、上位2者の決選投票が行われ、相対多数票を獲得した候補者が当選。
ポーランド	・単一国家 ・共和制 ・半大統領制	460	4年 ※解散あり。	直接選挙：比例代表制（非拘束名簿式比例代表制） （41区、定数7～19）	100	4年 ※下院が解散された場合、上院も解散され、同時に選挙が行われる。	直接選挙：多数代表制（完全連記制） ・定数4の選挙区（2区） ・定数3の選挙区（16区） ・定数2の選挙区（22区）
メキシコ	・連邦制 ・共和制 ・大統領制	500	3年	直接選挙：混合制（小選挙区比例代表並立制） ○小選挙区300 単純小選挙区制 ○比例区200 全国単位の拘束名簿式比例代表制（名簿提出単位は5の比例区（定数40）） 小選挙区における投票は、比例区においてその候補者の所属政党への投票として扱われる。	128	6年	直接選挙：混合制（政党ブロック投票制と比例代表制の並立制） ○選挙区96 原則として各州を選挙区とする（32区、定数3）。 選挙区ごとに、政党名簿に投票し、最多得票政党に2議席を、第2党に1議席を配分する。 ○比例区32 全国単位の拘束名簿式比例代表制である。 選挙区における投票は、比例区においてその候補者の所属政党への投票として扱われる。

【下院は直接選挙により、上院は主として間接選挙により議員を選出する国】

国名	政治体制	下院			上院		
		定数	任期	議員の選出方法等	定数	任期	議員の選出方法等
フランス	・単一国家 ・共和制 ・半大統領制	577	5年 ※解散あり。	直接選挙：多数代表制（小選挙区二回投票制） 第1回投票で、有効投票総数の過半数、かつ有権者数の4分の1以上の票を獲得した候補者がいる場合は、その候補者が当選。該当者がいない場合は、有権者数の12.5%以上の得票者（該当者が2名未満の時は、上位2名）が第2回投票に進出し、相対多数票を獲得した候補者が当選。	348 ※2011年9月までは343	6年 ※3年ごとに半数改選。	間接選挙 概ね各県を単位として下院議員及び地方議会議員・地方議会の代表が選挙人団となる。ただし、12議席は、国外在住のフランス人の代表として、在外フランス人議会の公選議員が選挙人団となる。
アイルランド	・単一国家 ・共和制 ・議院内閣制	166	5年 ※解散あり。	直接選挙：比例代表制（単記移譲式比例代表制） （42区、定数3～5） 投票用紙に記載された候補者に対し、その選好順位に従って「1」「2」「3」…と優先順位を付して投票する。	60	5年	職能代表制＋大学選挙区代表制＋首相任命制 ○職能代表制43 下院議員、前上院議員、県会議員、市会議員が、「文化・教育」「農林水産」「労働」「商工業」「行政」の各分野の名簿に対して、単記移譲式比例代表制により投票する（合計5票を投じることができる）。 ○大学選挙区代表制6 アイルランド国立大学、又はダブリン大学の学位（学士を含む、名誉学位は除く）を取得した18歳以上の国民が、単記移譲式比例代表制により投票する。 ○首相任命制11

国名	政治体制	下院			上院		
		定数	任期	議員の選出方法等	定数	任期	議員の選出方法等
オランダ	・単一国家 ・立憲君主制 ・議院内閣制	150	4年 ※解散あり。	直接選挙：比例代表制（非拘束名簿式比例代表制） 全国単位（名簿提出単位は、原則として州単位）	75	4年 ※解散あり。	間接選挙 州議会議員による間接選挙。

【下院は直接選挙により議員を選出し、上院は主として任命等による国】

国名	政治体制	下院			上院		
		定数	任期	議員の選出方法等	定数	任期	議員の選出方法等
イギリス	・単一国家 ・立憲君主制 ・議院内閣制	650 ※次回選挙から600	5年 ※解散あり。	直接選挙：多数代表制（単純小選挙区制）	なし	終身 ※大主教及び主教と官職指定世襲議員は当該職にある間。	任命制＋世襲制 ○聖職貴族：大主教及び主教 ○一代貴族：首相の助言に基づき国王が任命。政党推薦及び任命委員会の推薦（非政党議員）がある ○世襲貴族：上院による選出15＋各党派所属の世襲貴族による選出75＋官職指定2（式部長官及び紋章院総裁） ※2011.8 現在議員数 827
ドイツ	・連邦制 ・共和制 ・議院内閣制	598 （超過議席あり）	4年 ※解散あり。	直接選挙：混合制（小選挙区比例代表併用制） 全598議席のうち小選挙区299 名簿提出単位は州 ※議席計算の過程で、定数598を超える議席が発生し、その議席分だけ当該選挙に限り、総定数を増加させることがある（超過議席）。 ※2009年9月選挙後の議員数622	69	不定 ※任期は、各州政府の在任期間による。	任命制 各州政府が所定の数の政府構成員を議員に任命する（16州、定数3～6）。
カナダ	・連邦制 ・立憲君主制 ・議院内閣制	308	4年 ※解散あり。	直接選挙：多数代表制（単純小選挙区制）	105 ※総督による4又は8の増員が可能。	終身 ※75歳定年。	任命制 首相の助言に基づき、総督が任命。州・準州ごとの定数配分あり（定数1～24）。
ロシア	・連邦制 ・共和制 ・半大統領制	450	4年 ※次回選挙から5年。 ※解散あり。	直接選挙：比例代表制（拘束名簿式比例代表制） 全国単位の拘束名簿式比例代表制（名簿提出単位は各地域）	166	不定 ※任期は、連邦構成主体の議会及び首長の任期による。	任命制 各連邦構成主体から、1名を議会が選出し、1名を首長が任命する。
オーストリア	・連邦制 ・共和制 ・半大統領制	183	5年 ※解散あり。	直接選挙：比例代表制（非拘束名簿式比例代表制） 地域選挙区（43区、定数1～8）、州選挙区（9区、定数7～36）、 全国区（調整議席）の3段階で議席配分を行う。	62	不定 ※任期は、各州議会の立法期による。	州による選任 各州議会が選出（9州、定数3～12）。ただし、上院議員は州議会議員である必要はない。

【一院制を採用する国】

国名	政治体制	定数	任期	議員の選出方法等
スウェーデン	・単一国家 ・立憲君主制 ・議院内閣制	349	4年 ※解散あり。	直接選挙：比例代表制（非拘束名簿式比例代表制） ○選挙区310 原則として各県を選挙区とする（29区、定数2～36）。 ○調整議席39 全国で総定数（349）を各党に配分し、各党の選挙区議席の合計との差の分だけ、調整議席から追加配分する。
フィンランド	・単一国家 ・共和制 ・議院内閣制	200	4年	直接選挙：比例代表制（非拘束名簿式比例代表制） 原則として各県を選挙区とする（14区、定数6～35）。 ※一部、単純小選挙区制もあり（1区）。

国名	政治体制	定数	任期	議員の選出方法等
デンマーク	<ul style="list-style-type: none"> ・単一国家 ・立憲君主制 ・議院内閣制 	179	4年 ※解散あり。	直接選挙：比例代表制（非拘束名簿式比例代表制） ▼本土選挙区 175 ○選挙区 135 原則として各県を選挙区とする（10区、定数2～21）。 名簿提出単位は92の選挙分区 ○調整議席 40 全国で本土選挙区の定数（175）を各党に配分し、各党の選挙区議席の合計との差の分だけ、調整議席から追加配分する。 ▼本土外選挙区 4（2区、定数2）
ハンガリー	<ul style="list-style-type: none"> ・単一国家 ・共和制 ・議院内閣制 	386	4年 ※解散あり。	直接選挙：混合制（小選挙区比例代表組合せ型） ○小選挙区 176 小選挙区二回投票制である。 ○比例区 152 県及び首都を選挙区とする拘束名簿式比例代表制である。 ○補償議席 58 小選挙区における死票と比例区における剰余票に応じて各党に議席を配分する。
ニュージーランド	<ul style="list-style-type: none"> ・単一国家 ・立憲君主制 ・議院内閣制 	120 (超過議席あり)	3年 ※解散あり。	直接選挙：混合制（小選挙区比例代表併用制） 全120議席のうち小選挙区70（マオリ選挙区7を含む） ※議席計算の過程で、定数120を超える議席が発生し、その議席分だけ当該選挙に限り、総定数を増加させることがある（超過議席）。 ※2008年11月選挙後の議員数122
韓国	<ul style="list-style-type: none"> ・単一国家 ・共和制 ・大統領制 	299	4年	直接選挙：混合制（小選挙区比例代表並立制） ○小選挙区 245 単純小選挙区制 ○比例区 54 全国単位の拘束名簿式比例代表制

(出典) INTER-PARLIAMENTARY UNION, PARLINE database on national parliaments <<http://www.ipu.org/parline-e/parlinesearch.asp>>; R.A.W. Rhodes et al., *The Oxford handbook of political institutions*, Oxford: Oxford University Press, 2006, pp.351-352; Robert L. Maddex, *Constitutions of the World*, 3rd ed., Washington D.C.: CQ Press, 2007, pp.xvii-xxiv; 共同通信社編『世界年鑑 2011』共同通信社, 2011; 三輪和宏「諸外国の下院の選挙制度」『レファレンス』671号, 2006.12, pp.68-97; 三輪和宏『諸外国の上院の選挙制度・任命制度』（基本情報シリーズ4 調査資料 2009-1-a）国立国会図書館調査及び立法考査局, 2009.ほか各種資料を基に筆者作成。

おわりに

本稿で参考にした国際民主化選挙支援機構の資料によると、2004年時点の世界各国の下院（一院制議会を含む）の選挙制度は、199か国のうち、91か国（45.7%）が多数代表制、72か国（36.2%）が比例代表制、30か国（15.1%）が混合制、6か国（3.0%）がその他の制度となっており、多数代表制の国が若干多い¹⁸。その一方で、近年の諸外国の選挙制度の改正は、多数代表制から混合制又は比例代表制へという例が多く、比例代表制の中でも非拘束名簿式のように政党だけでなく候補者も選択できる制度への改正が多く見られるという分析もある¹⁹。

ただし、候補者を選択できる選挙制度とするならば、いわゆる候補者の顔が見える選挙となるような選挙区規模とすることが望ましいと言われる。その一方で全国的な得票率と議席率を近づけるためには議席配分は大きな単位で行う必要がある。両者を実現させるためには、議席配分は大きな単位で行うが、名簿提出単位は地域ごととするように、議席配分をいくつかの段階を踏んで行う多段階方式（Multi-Tier System）も参考になる。ドイツ下院の比例代表部分の得票数による州への議席配分及びスウェーデンの調整議席は、多段階方式の代表例である²⁰。ドイツは各州の定数を予め定めることなく、全国単位での議席数をまず確定させ、州の得票数によって議席を配分するという「全国→地方」の流れでの二段階の調整であるのに対し、スウェーデンは各県の定数を予め定め、全国単位で調整する「地方→全国」という流れでの二段階の調整である。

下院と上院の選挙制度を比較すると、両者を異なる代表原理によって選出している国もある一方で、両者をほぼ同様の制度によって選出している国も見られる。両院の選挙制度の関係は、二院制の性格に大きな影響を与えるであろう。

衆議院で小選挙区比例代表並立制の選挙が行われるようになってから15年、参議院の比例代表制が非拘束名簿式で行われるようになってから10年が経つ。選挙制度改革について議論する場合は、これまでの経験や諸外国の制度を踏まえて行うことが求められよう。

¹⁸ Reynolds et al., *op.cit.* (5), pp.30-33.

¹⁹ Josep M. Colomer, “The Strategy and History of Electoral System Choice,” *Handbook of Electoral System Choice*, New York: Palgrave Macmillan, 2004, pp.53-68.

²⁰ 我が国で多段階方式の比例代表制を提唱しているものとしては、西平重喜氏による「選挙区先取り法」及び「再配分法」（西平 前掲注(6), pp.155-182.）や、小林良彰氏による「定数自動決定式比例代表制」（小林良彰『制度改革以降の日本型民主主義—選挙行動における連続と変化—』木鐸社, 2008, pp.288-290, 293-294.）が挙げられる。